

# 参加意思確認公募

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

2025年12月19日

独立行政法人国際協力機構  
本部 契約担当役 理事

**1. 業務名称 :**

2026-2030年度 JICA 功労金に係る海外旅行保険契約（単価契約）

（調達管理番号 : **26a00007**）

**2. 参加意思確認書の提出方法 :**

- （1）提出期限：2026年1月9日（金）
- （2）提出先：独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部契約推進第三課
- （3）提出方法：電子メール（メールアドレス：e\_sanka@jica.go.jp）

詳細は「参加意思確認公募実施要領」参照

**3. その他**

「参加意思確認公募実施要領」のとおり

以上

# 参加意思確認公募 実施要領

件名：2026-2030 年度 JICA 功労金に係る海外旅行保険契約（単価  
契約）

（調達管理番号：26a00007）

2025 年 12 月 19 日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は 2026-2030 年度 JICA 功労金に係る海外旅行保険契約（単価契約）について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

参加意思確認公募とは、該当の業務を唯一履行できると特定した者（以下「特定者」という。）との随意契約を想定する契約について、調達手続きの透明性、競争性を確保するため、機構が特定者のほかに契約を実施可能で、参加の意思がある者の有無を確認する制度です。

期限までに本公募への応募者がいなければ、機構は特定者を契約相手方として手続きを開始します。応募者がいる場合、機構は応募者が応募要件を満たすか審査し、満たしていない場合は指名競争手続きに移行します。

## 1. 提出先

独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部 契約推進第三課  
電子メールアドレス : e\_sanka@jica.go.jp

## 2. 提出期限

2026 年 1 月 9 日（金）正午（必着）

## 3. 提出書類

（1）参加意思確認書（別紙 2 参照）

（2）基本的要件に関する書類

- 1) 令和 07・08・09 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- 2) 資本的関係又は人的関係に関する申告書書（該当なしの場合も提出します。）（※）
- 3) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下を提出ください。
  - ・共同企業体結成届（※）
  - ・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記（2）1）、2))

※（2）2)・3) の※様式は以下 URL よりダウンロードしてください。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

## 4. 提出方法

上記 2. の提出期限までに、上記 1. の電子メールアドレス宛に、電子データでのご提出をお願いいたします。

メール件名 :【提出】（調達管理番号）\_（法人名）\_参加意思確認書

＜提出時の留意事項＞

- ・当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip 形式のファイルが添付されメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難い場合は、上記 1. の連絡先までお問い合わせください。

- ・当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica.go.jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電子メールアドレスにお問合せください。

## 5. 審査結果の通知

2026年1月13日（火）正午以降に電子メールにて連絡します。

## 6. 応募要件を満たさない場合の理由請求

- (1) 期限：2026年1月19日（月）正午まで
- (2) 請求方法：上記1. の電子メールアドレス宛に、ご連絡をお願いいたします。  
メール件名：【提出】(調達管理番号)\_(法人名)\_理由請求
- (3) 回答方法：10営業日以内を目途に回答

## 7. その他関連情報

### (1) 業務の目的・内容

別紙1 業務仕様書（案）のとおり

### (2) 特定者

- ① 本契約は対象が全世界であり、ウクライナ等の発生リスクの高い危険地を多く含む保険の販売が可能な大手保険会社に限られ、特定者はこの要件を満たしている。
- ② 特定者は 2014 年度以降、ウクライナ等のハイリスクを含む全世界を対象とした保険販売の実績を有している。

※幹事会社が共同保険を組成する場合があります。（共同保険会社名は契約締結時に確定します。）

### (3) 応募要件

以下要件を満たしている者。

#### 1) 個別要件

- ① 全世界を対象とした、ウクライナ等の発生リスクの高い危険地を多く含む保険の販売が可能のこと。
- ② ウクライナ等のハイリスクを含む全世界を対象とした保険販売の実績を有していること。

#### 2) 基本的要件

##### I. 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供すること含む。以下同じ。）となることを認めません。参加意思確認書の提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に 確認させて頂きます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 参加意思確認書の提出日に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 参加意思確認書の提出日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 参加意思確認書の提出日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## II. 積極的資格制限

契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格

令和 07・08・09 年度全省庁統一資格を有すること。

- 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- 3) 資本関係又は人的関係（様式に必要事項を記入）

参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

### a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
  - ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
  - iv. 組合の理事
  - v. その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合  
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：参加意思確認書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

4) 利益相反の排除

該当なし。

5) その他の要件：以下の資格、認証等を有すること。

- a) 一般社団法人日本損害保険協会の会員会社である者。
- b) 本公示日においてスタンダードプアーズ（S&P）から「A」以上の格付け、もしくはムーディーズから「A3」以上の格付けを与えられていること。

**(4) 情報の公表について**

競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

本公示への参加をもって、本件公表に同意されたものとみなします。

**(ア) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表**

1) 公表の対象なる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - d) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3) 情報の提供方法
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (イ) 関連公益法人等にかかる情報の公表
- 契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## (5) その他

- 1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。また、提出期限以降における参加意思確認書等の差替え及び再提出は認めません。
- 2) 参加意思確認書等の作成に係る費用は、提出者の負担とします。
- 3) 参加意思確認書等は、本件審査の目的以外に使用しません。
- 4) 契約相手先以外の参加意思確認書等電子データについては、機構が責任をもって削除します。
- 5) 参加意思確認書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- 6) 応募要件を満たさないと認められた者は、その理由について説明を求めるることができますので、ご要望があれば「6. 応募要件を満たさない場合の理由請求」をご参照ください。
- 7) 審査の結果、競争手続き（指名競争入札（総合評価または最低価格落札方式））に移行する場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- 8) 指名競争入札（総合評価または最低価格落札方式）は、JICA電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方はお早めにご準備ください。  
①認証局発行のICカード及びカードリーダーの準備 詳細はJICAウェブサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。ICカードの発効には認証局によりますが、2～4週間かかります。  
【JICAウェブサイト 電子入札システム ポータルサイト】  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html>  
[registration\\_manual.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/registration_manual.pdf)（操作マニュアル（設定～利用者登録））

②団体情報の登録及び「業者番号」の入手 電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICAの団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、7～10営業日かかります。

【JICAウェブサイト 団体情報登録】  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

以上

別紙1：業務仕様書（案）

別紙2：参加意思確認書

## 別紙 1

### 業務仕様書（案）

1. 保険種目：海外旅行保険（※別添 1 の功労金に係る付保）
2. 契約の概要
  - (1) 契約者：独立行政法人国際協力機構（JICA）
  - (2) 被保険者：JICA が功労金の対象地域（外務省治安情報の危険レベル 3 以上の地域）に派遣する者で国際協力共済会の会員
  - (3) 契約期間：2026 年 4 月 1 日 午前 0 時から  
2031 年 3 月 31 日 午後 12 時になるまで  
(毎年度ごとに契約更新を行う)
  - (4) 契約方式：包括契約方式による「毎月通知毎月精算」  
JICA は、毎月末日を締切日とし、締切日前 1 ル月間に旅行日程を開始したすべての被保険者をとりまとめ、保険会社の定める通知書に必要項目を記載して、通知日（締切日の属する月の翌月末日）までに保険会社に通知するものとします。JICA は、保険会社が算出した確定保険料を締切日の属する月の翌々月末日までに保険会社に払い込むものとします。
  - (5) 契約形態：単価契約（保険期間に基づく被保険者 1 名当たりの保険料を定める単価契約とします。）【別添 2 参照】
3. 担保項目と保険金額：被保険者 1 名あたり
  - (1) 障害死亡保険金額：58,000,000 円
  - (2) 障害後遺傷害保険金額：（重度の場合は死亡保険金額と同額）
  - (3) 海外渡航関連情報出発時保障特約（A）  
被保険者が派遣期間中に戦争、内乱、武装反乱等（以下「戦争等」といいます）に遭遇し、外務省が海外安全情報の「レベル 4」又は「レベル 3」を発出してから 5 日までに戦争等に起因して被ったけが等につき、障害死亡・後遺障害の保険金について支払いの対象とします。

#### （注意事項）

功労金は、JICA 内部規程に基づき支給額が決定され、JICA から対象者にされるものです。【別添 1 の別表参照】したがって、引受保険会社は、JICA

内部規程に基づき JICA を障害死亡保険金受取人とする手続きをとります。

4. 保険の申し込み :

関係者が功労金の対象国・地域に派遣され、又は出張する度に、予め功労金に係る保険の付保に必要な情報を保険会社に通知し、申し込むこととします。

5. 過去の支払保険料実績（戦争・保険料を含む）

2022 年度 : 36,429 千円、2023 年度 : 26,468 千円、2024 年度 : 37,792 千円

この数字は発注量の目安を示すために記載するものであり、本契約期間中の発注量を示すものではない。

6. 保険会社による保険金支払い実績

これまで（2003 年度以来）なし

7. 注意事項

（1）以下の様な場合についても一定期間保険引き受けとなります

- ・功労金対象国以外から本邦に帰国して、再派遣というプロセスを経ずに功労金対象国に移動となった場合は、その移動日から保険を付保。
- ・功労金対象地域以外から、派遣国内または派遣国外の功労金対象地域への出張で当該地域に入域するようになった場合は、その期間のみを付保。
- ・（基本部分のみ付保の）功労金対象地域から、派遣国内または派遣国外の（戦争危険特約付保の）功労金対象地域への出張で当該地域に入域するようになった場合は、その期間のみ戦争危険特約を付保。

事務処理については、本業務窓口となる担当部署を受注希望者の社に出直接持つても、代理店を立てても構いません。ただし、保険契約としては機構と損害保険会社との直接契約となります。

（2）本業務は要保護情報を取り扱う契約であることから、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（最新版）及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行う。

以 上

別添 1 : 功労金制度について

別添 2 : 独立行政法人国際協力機構功労金制度/海外旅行保険料一覧表

### 功労金制度について

功労金は、JICAが海外に派遣する専門家、ボランティア、在外職員、出張者等が、戦争、事変、内乱その他の異常事態の発生時に生命や身体に対する高度の危険が予測される状況下において、その職務を遂行したことによって危害又は災害を受け、不幸にして亡くなった場合や、障害者となってしまった場合に、その功績が大きいと認められるときに支給するものです。功労金の支給は、理事会に付議のうえ、理事長が決定します。

功労金には、殉職者功労金と障害者功労金があり、その金額は、それぞれ功績の程度により、別表第1・別表第2に定めるとおりとなっています。

JICAでは、この功労金制度のために海外旅行傷害保険を活用しています。功労金にかかる保険付保の対象者としては国際協力共済会の本会員（JICA役職員、専門家等）で業務実施契約と業務実施契約（単独型）によるコンサルタントは功労金制度の対象外です。

#### 功労金の対象地域・国

- (1) 戦争特約付保：外務省海外安全情報レベル3以上の国・地域に業務渡航するとき
- (2) 基本保険付保：外務省海外安全情報レベル1又は2、かつ、JICA安全対策措置において業務渡航の条件が「安全管理部長承認」又は「業務渡航禁止」の国・地域に業務渡航するとき（注1）（注2）

（注1）JICA安全対策措置上、「本邦及び第三国から渡航者」と「当該国派遣中の関係者」で区別している国・地域については、渡航措置レベルの高い方を適用する。

（注2）JICA安全対策措置上の一時的措置も含む。

添付資料：功労金支給基準の別表第1・別表第2

別表第一：殉職者功労金

功績の程度	金額
特別功労	5,800万円
特に抜群の功労があり、他の模範となると認められるもの	5,040万円
抜群の功労があり、他の模範となると認められるもの	3,740万円
特に顕著な功労があると認められるもの	2,720万円
多大な功労があると認められるもの	980万円

別表第二：障害者功労金

	抜群の功労があり、他の模範となると認められるもの	特に顕著な功労があると認められるもの	多大な功労があると認められるもの
第1級	3,740万円	2,720万円	980万円
第2級	3,100万円	2,420万円	920万円
第3級	2,720万円	2,140万円	820万円
第4級	2,420万円	1,900万円	720万円
第5級	2,060万円	1,640万円	620万円
第6級	1,800万円	1,400万円	560万円
第7級	1,520万円	1,180万円	460万円
第8級	1,280万円	980万円	380万円

担保項目	保険金額
①傷害死亡	58,000千円
②傷害後遺障害	58,000千円
③傷害治療費用	0千円
④疾病治療費用	0千円
⑤疾病死亡	0千円
⑥救援者費用	0千円

(単位：円)

保険期間	基本部分		戦争特約部分		基本部分+戦争特約部分		合計	
	傷害		小計	傷害		小計		
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害			
1日まで								
2日まで								
3日まで								
4日まで								
5日まで								
6日まで								
7日まで								
8日まで								
9日まで								
10日まで								
11日まで								
12日まで								
13日まで								
14日まで								
15日まで								
17日まで								
19日まで								
21日まで								
23日まで								
25日まで								
27日まで								
29日まで								
31日まで								
34日まで								
39日まで								
46日まで								
53日まで								
2か月まで								
3か月まで								
4か月まで								
5か月まで								
6か月まで								
7か月まで								
8か月まで								
9か月まで								
10か月まで								

## 見本

落札した社は、危険度別の保険料一覧表を速やかに提出のこと。  
 この保険料一覧表は見本であり、保険期間の区切り方などは見本と異なっていても構わない。  
 なお、保険期間は最長4年とするので、4年までをカバーする単価表を作成のこと。

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
11か月まで									
1年まで									
1年1日まで									
1年2日まで									
1年3日まで									
1年4日まで									
1年5日まで									
1年6日まで									
1年7日まで									
1年8日まで									
1年9日まで									
1年10日まで									
1年11日まで									
1年12日まで									
1年13日まで									
1年14日まで									
1年15日まで									
1年16日まで									
1年17日まで									
1年18日まで									
1年19日まで									
1年20日まで									
1年21日まで									
1年22日まで									
1年23日まで									
1年24日まで									
1年25日まで									
1年26日まで									
1年27日まで									
1年28日まで									
1年29日まで									
1年30日まで									
1年31日まで									
1年32日まで									
1年33日まで									
1年34日まで									
1年35日まで									
1年36日まで									
1年37日まで									
1年38日まで									
1年39日まで									
1年40日まで									
1年41日まで									
1年42日まで									
1年43日まで									
1年44日まで									
1年45日まで									
1年46日まで									
1年47日まで									
1年48日まで									
1年49日まで									
1年50日まで									
1年51日まで									
1年52日まで									
1年53日まで									
1年54日まで									
1年55日まで									
1年56日まで									
1年57日まで									
1年58日まで									
1年59日まで									

保険期間	基本部分		戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害	
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害
1年60日まで								
1年61日まで								
1年62日まで								
1年63日まで								
1年64日まで								
1年65日まで								
1年66日まで								
1年67日まで								
1年68日まで								
1年69日まで								
1年70日まで								
1年71日まで								
1年72日まで								
1年73日まで								
1年74日まで								
1年75日まで								
1年76日まで								
1年77日まで								
1年78日まで								
1年79日まで								
1年80日まで								
1年81日まで								
1年82日まで								
1年83日まで								
1年84日まで								
1年85日まで								
1年86日まで								
1年87日まで								
1年88日まで								
1年89日まで								
1年90日まで								
1年91日まで								
1年92日まで								
1年93日まで								
1年94日まで								
1年95日まで								
1年96日まで								
1年97日まで								
1年98日まで								
1年99日まで								
1年100日まで								
1年101日まで								
1年102日まで								
1年103日まで								
1年104日まで								
1年105日まで								
1年106日まで								
1年107日まで								
1年108日まで								
1年109日まで								
1年110日まで								
1年111日まで								
1年112日まで								
1年113日まで								
1年114日まで								
1年115日まで								
1年116日まで								
1年117日まで								
1年118日まで								
1年119日まで								
1年120日まで								
1年121日まで								

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
1年122日まで									
1年123日まで									
1年124日まで									
1年125日まで									
1年126日まで									
1年127日まで									
1年128日まで									
1年129日まで									
1年130日まで									
1年131日まで									
1年132日まで									
1年133日まで									
1年134日まで									
1年135日まで									
1年136日まで									
1年137日まで									
1年138日まで									
1年139日まで									
1年140日まで									
1年141日まで									
1年142日まで									
1年143日まで									
1年144日まで									
1年145日まで									
1年146日まで									
1年147日まで									
1年148日まで									
1年149日まで									
1年150日まで									
1年151日まで									
1年152日まで									
1年153日まで									
1年154日まで									
1年155日まで									
1年156日まで									
1年157日まで									
1年158日まで									
1年159日まで									
1年160日まで									
1年161日まで									
1年162日まで									
1年163日まで									
1年164日まで									
1年165日まで									
1年166日まで									
1年167日まで									
1年168日まで									
1年169日まで									
1年170日まで									
1年171日まで									
1年172日まで									
1年173日まで									
1年174日まで									
1年175日まで									
1年176日まで									
1年177日まで									
1年178日まで									
1年179日まで									
1年180日まで									
1年181日まで									
1年182日まで									
1年183日まで									

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
1年184日まで									
1年185日まで									
1年186日まで									
1年187日まで									
1年188日まで									
1年189日まで									
1年190日まで									
1年191日まで									
1年192日まで									
1年193日まで									
1年194日まで									
1年195日まで									
1年196日まで									
1年197日まで									
1年198日まで									
1年199日まで									
1年200日まで									
1年201日まで									
1年202日まで									
1年203日まで									
1年204日まで									
1年205日まで									
1年206日まで									
1年207日まで									
1年208日まで									
1年209日まで									
1年210日まで									
1年211日まで									
1年212日まで									
1年213日まで									
1年214日まで									
1年215日まで									
1年216日まで									
1年217日まで									
1年218日まで									
1年219日まで									
1年220日まで									
1年221日まで									
1年222日まで									
1年223日まで									
1年224日まで									
1年225日まで									
1年226日まで									
1年227日まで									
1年228日まで									
1年229日まで									
1年230日まで									
1年231日まで									
1年232日まで									
1年233日まで									
1年234日まで									
1年235日まで									
1年236日まで									
1年237日まで									
1年238日まで									
1年239日まで									
1年240日まで									
1年241日まで									
1年242日まで									
1年243日まで									
1年244日まで									
1年245日まで									

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
1年246日まで									
1年247日まで									
1年248日まで									
1年249日まで									
1年250日まで									
1年251日まで									
1年252日まで									
1年253日まで									
1年254日まで									
1年255日まで									
1年256日まで									
1年257日まで									
1年258日まで									
1年259日まで									
1年260日まで									
1年261日まで									
1年262日まで									
1年263日まで									
1年264日まで									
1年265日まで									
1年266日まで									
1年267日まで									
1年268日まで									
1年269日まで									
1年270日まで									
1年271日まで									
1年272日まで									
1年273日まで									
1年274日まで									
1年275日まで									
1年276日まで									
1年277日まで									
1年278日まで									
1年279日まで									
1年280日まで									
1年281日まで									
1年282日まで									
1年283日まで									
1年284日まで									
1年285日まで									
1年286日まで									
1年287日まで									
1年288日まで									
1年289日まで									
1年290日まで									
1年291日まで									
1年292日まで									
1年293日まで									
1年294日まで									
1年295日まで									
1年296日まで									
1年297日まで									
1年298日まで									
1年299日まで									
1年300日まで									
1年301日まで									
1年302日まで									
1年303日まで									
1年304日まで									
1年305日まで									
1年306日まで									
1年307日まで									

保険期間	基本部分		戦争特約部分		基本部分+戦争特約部分		合計	
	傷害		小計	傷害		小計	傷害	
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害
1年308日まで								
1年309日まで								
1年310日まで								
1年311日まで								
1年312日まで								
1年313日まで								
1年314日まで								
1年315日まで								
1年316日まで								
1年317日まで								
1年318日まで								
1年319日まで								
1年320日まで								
1年321日まで								
1年322日まで								
1年323日まで								
1年324日まで								
1年325日まで								
1年326日まで								
1年327日まで								
1年328日まで								
1年329日まで								
1年330日まで								
1年331日まで								
1年332日まで								
1年333日まで								
1年334日まで								
1年335日まで								
1年336日まで								
1年337日まで								
1年338日まで								
1年339日まで								
1年340日まで								
1年341日まで								
1年342日まで								
1年343日まで								
1年344日まで								
1年345日まで								
1年346日まで								
1年347日まで								
1年348日まで								
1年349日まで								
1年350日まで								
1年351日まで								
1年352日まで								
1年353日まで								
1年354日まで								
1年355日まで								
1年356日まで								
1年357日まで								
1年358日まで								
1年359日まで								
1年360日まで								
1年361日まで								
1年362日まで								
1年363日まで								
1年364日まで								
1年365日まで								
2年まで								
2年1日まで								
2年2日まで								
2年3日まで								

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
2年4日まで									
2年5日まで									
2年6日まで									
2年7日まで									
2年8日まで									
2年9日まで									
2年10日まで									
2年11日まで									
2年12日まで									
2年13日まで									
2年14日まで									
2年15日まで									
2年16日まで									
2年17日まで									
2年18日まで									
2年19日まで									
2年20日まで									
2年21日まで									
2年22日まで									
2年23日まで									
2年24日まで									
2年25日まで									
2年26日まで									
2年27日まで									
2年28日まで									
2年29日まで									
2年30日まで									
2年31日まで									
2年32日まで									
2年33日まで									
2年34日まで									
2年35日まで									
2年36日まで									
2年37日まで									
2年38日まで									
2年39日まで									
2年40日まで									
2年41日まで									
2年42日まで									
2年43日まで									
2年44日まで									
2年45日まで									
2年46日まで									
2年47日まで									
2年48日まで									
2年49日まで									
2年50日まで									
2年51日まで									
2年52日まで									
2年53日まで									
2年54日まで									
2年55日まで									
2年56日まで									
2年57日まで									
2年58日まで									
2年59日まで									
2年60日まで									
2年61日まで									
2年62日まで									
2年63日まで									
2年64日まで									
2年65日まで									

保険期間	基本部分		戦争特約部分		基本部分+戦争特約部分			
	傷害		小計	傷害		小計	傷害	合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	
2年66日まで								
2年67日まで								
2年68日まで								
2年69日まで								
2年70日まで								
2年71日まで								
2年72日まで								
2年73日まで								
2年74日まで								
2年75日まで								
2年76日まで								
2年77日まで								
2年78日まで								
2年79日まで								
2年80日まで								
2年81日まで								
2年82日まで								
2年83日まで								
2年84日まで								
2年85日まで								
2年86日まで								
2年87日まで								
2年88日まで								
2年89日まで								
2年90日まで								
2年91日まで								
2年92日まで								
2年93日まで								
2年94日まで								
2年95日まで								
2年96日まで								
2年97日まで								
2年98日まで								
2年99日まで								
2年100日まで								
2年101日まで								
2年102日まで								
2年103日まで								
2年104日まで								
2年105日まで								
2年106日まで								
2年107日まで								
2年108日まで								
2年109日まで								
2年110日まで								
2年111日まで								
2年112日まで								
2年113日まで								
2年114日まで								
2年115日まで								
2年116日まで								
2年117日まで								
2年118日まで								
2年119日まで								
2年120日まで								
2年121日まで								
2年122日まで								
2年123日まで								
2年124日まで								
2年125日まで								
2年126日まで								
2年127日まで								

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
2年128日まで									
2年129日まで									
2年130日まで									
2年131日まで									
2年132日まで									
2年133日まで									
2年134日まで									
2年135日まで									
2年136日まで									
2年137日まで									
2年138日まで									
2年139日まで									
2年140日まで									
2年141日まで									
2年142日まで									
2年143日まで									
2年144日まで									
2年145日まで									
2年146日まで									
2年147日まで									
2年148日まで									
2年149日まで									
2年150日まで									
2年151日まで									
2年152日まで									
2年153日まで									
2年154日まで									
2年155日まで									
2年156日まで									
2年157日まで									
2年158日まで									
2年159日まで									
2年160日まで									
2年161日まで									
2年162日まで									
2年163日まで									
2年164日まで									
2年165日まで									
2年166日まで									
2年167日まで									
2年168日まで									
2年169日まで									
2年170日まで									
2年171日まで									
2年172日まで									
2年173日まで									
2年174日まで									
2年175日まで									
2年176日まで									
2年177日まで									
2年178日まで									
2年179日まで									
2年180日まで									
2年181日まで									
2年182日まで									
2年183日まで									
2年184日まで									
2年185日まで									
2年186日まで									
2年187日まで									
2年188日まで									
2年189日まで									

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
2年190日まで									
2年191日まで									
2年192日まで									
2年193日まで									
2年194日まで									
2年195日まで									
2年196日まで									
2年197日まで									
2年198日まで									
2年199日まで									
2年200日まで									
2年201日まで									
2年202日まで									
2年203日まで									
2年204日まで									
2年205日まで									
2年206日まで									
2年207日まで									
2年208日まで									
2年209日まで									
2年210日まで									
2年211日まで									
2年212日まで									
2年213日まで									
2年214日まで									
2年215日まで									
2年216日まで									
2年217日まで									
2年218日まで									
2年219日まで									
2年220日まで									
2年221日まで									
2年222日まで									
2年223日まで									
2年224日まで									
2年225日まで									
2年226日まで									
2年227日まで									
2年228日まで									
2年229日まで									
2年230日まで									
2年231日まで									
2年232日まで									
2年233日まで									
2年234日まで									
2年235日まで									
2年236日まで									
2年237日まで									
2年238日まで									
2年239日まで									
2年240日まで									
2年241日まで									
2年242日まで									
2年243日まで									
2年244日まで									
2年245日まで									
2年246日まで									
2年247日まで									
2年248日まで									
2年249日まで									
2年250日まで									
2年251日まで									

保険期間	基本部分		戦争特約部分		基本部分+戦争特約部分			
	傷害		小計	傷害		小計	傷害	合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	
2年252日まで								
2年253日まで								
2年254日まで								
2年255日まで								
2年256日まで								
2年257日まで								
2年258日まで								
2年259日まで								
2年260日まで								
2年261日まで								
2年262日まで								
2年263日まで								
2年264日まで								
2年265日まで								
2年266日まで								
2年267日まで								
2年268日まで								
2年269日まで								
2年270日まで								
2年271日まで								
2年272日まで								
2年273日まで								
2年274日まで								
2年275日まで								
2年276日まで								
2年277日まで								
2年278日まで								
2年279日まで								
2年280日まで								
2年281日まで								
2年282日まで								
2年283日まで								
2年284日まで								
2年285日まで								
2年286日まで								
2年287日まで								
2年288日まで								
2年289日まで								
2年290日まで								
2年291日まで								
2年292日まで								
2年293日まで								
2年294日まで								
2年295日まで								
2年296日まで								
2年297日まで								
2年298日まで								
2年299日まで								
2年300日まで								
2年301日まで								
2年302日まで								
2年303日まで								
2年304日まで								
2年305日まで								
2年306日まで								
2年307日まで								
2年308日まで								
2年309日まで								
2年310日まで								
2年311日まで								
2年312日まで								
2年313日まで								

保険期間	基本部分		戦争特約部分		基本部分+戦争特約部分		合計	
	傷害		小計	傷害		小計		
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害			
2年314日まで								
2年315日まで								
2年316日まで								
2年317日まで								
2年318日まで								
2年319日まで								
2年320日まで								
2年321日まで								
2年322日まで								
2年323日まで								
2年324日まで								
2年325日まで								
2年326日まで								
2年327日まで								
2年328日まで								
2年329日まで								
2年330日まで								
2年331日まで								
2年332日まで								
2年333日まで								
2年334日まで								
2年335日まで								
2年336日まで								
2年337日まで								
2年338日まで								
2年339日まで								
2年340日まで								
2年341日まで								
2年342日まで								
2年343日まで								
2年344日まで								
2年345日まで								
2年346日まで								
2年347日まで								
2年348日まで								
2年349日まで								
2年350日まで								
2年351日まで								
2年352日まで								
2年353日まで								
2年354日まで								
2年355日まで								
2年356日まで								
2年357日まで								
2年358日まで								
2年359日まで								
2年360日まで								
2年361日まで								
2年362日まで								
2年363日まで								
2年364日まで								
2年365日まで								
3年まで								
3年1日まで								
3年2日まで								
3年3日まで								
3年4日まで								
3年5日まで								
3年6日まで								
3年7日まで								
3年8日まで								
3年9日まで								

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
3年10日まで									
3年11日まで									
3年12日まで									
3年13日まで									
3年14日まで									
3年15日まで									
3年16日まで									
3年17日まで									
3年18日まで									
3年19日まで									
3年20日まで									
3年21日まで									
3年22日まで									
3年23日まで									
3年24日まで									
3年25日まで									
3年26日まで									
3年27日まで									
3年28日まで									
3年29日まで									
3年30日まで									
3年31日まで									
3年32日まで									
3年33日まで									
3年34日まで									
3年35日まで									
3年36日まで									
3年37日まで									
3年38日まで									
3年39日まで									
3年40日まで									
3年41日まで									
3年42日まで									
3年43日まで									
3年44日まで									
3年45日まで									
3年46日まで									
3年47日まで									
3年48日まで									
3年49日まで									
3年50日まで									
3年51日まで									
3年52日まで									
3年53日まで									
3年54日まで									
3年55日まで									
3年56日まで									
3年57日まで									
3年58日まで									
3年59日まで									
3年60日まで									
3年61日まで									
3年62日まで									
3年63日まで									
3年64日まで									
3年65日まで									
3年66日まで									
3年67日まで									
3年68日まで									
3年69日まで									
3年70日まで									
3年71日まで									

保険期間	基本部分		戦争特約部分		基本部分+戦争特約部分		合計	
	傷害		小計	傷害		小計		
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害			
3年72日まで								
3年73日まで								
3年74日まで								
3年75日まで								
3年76日まで								
3年77日まで								
3年78日まで								
3年79日まで								
3年80日まで								
3年81日まで								
3年82日まで								
3年83日まで								
3年84日まで								
3年85日まで								
3年86日まで								
3年87日まで								
3年88日まで								
3年89日まで								
3年90日まで								
3年91日まで								
3年92日まで								
3年93日まで								
3年94日まで								
3年95日まで								
3年96日まで								
3年97日まで								
3年98日まで								
3年99日まで								
3年100日まで								
3年101日まで								
3年102日まで								
3年103日まで								
3年104日まで								
3年105日まで								
3年106日まで								
3年107日まで								
3年108日まで								
3年109日まで								
3年110日まで								
3年111日まで								
3年112日まで								
3年113日まで								
3年114日まで								
3年115日まで								
3年116日まで								
3年117日まで								
3年118日まで								
3年119日まで								
3年120日まで								
3年121日まで								
3年122日まで								
3年123日まで								
3年124日まで								
3年125日まで								
3年126日まで								
3年127日まで								
3年128日まで								
3年129日まで								
3年130日まで								
3年131日まで								
3年132日まで								
3年133日まで								

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
3年134日まで									
3年135日まで									
3年136日まで									
3年137日まで									
3年138日まで									
3年139日まで									
3年140日まで									
3年141日まで									
3年142日まで									
3年143日まで									
3年144日まで									
3年145日まで									
3年146日まで									
3年147日まで									
3年148日まで									
3年149日まで									
3年150日まで									
3年151日まで									
3年152日まで									
3年153日まで									
3年154日まで									
3年155日まで									
3年156日まで									
3年157日まで									
3年158日まで									
3年159日まで									
3年160日まで									
3年161日まで									
3年162日まで									
3年163日まで									
3年164日まで									
3年165日まで									
3年166日まで									
3年167日まで									
3年168日まで									
3年169日まで									
3年170日まで									
3年171日まで									
3年172日まで									
3年173日まで									
3年174日まで									
3年175日まで									
3年176日まで									
3年177日まで									
3年178日まで									
3年179日まで									
3年180日まで									
3年181日まで									
3年182日まで									
3年183日まで									
3年184日まで									
3年185日まで									
3年186日まで									
3年187日まで									
3年188日まで									
3年189日まで									
3年190日まで									
3年191日まで									
3年192日まで									
3年193日まで									
3年194日まで									
3年195日まで									

保険期間	基本部分		戦争特約部分		基本部分+戦争特約部分		合計	
	傷害		小計	傷害		小計		
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害			
3年196日まで								
3年197日まで								
3年198日まで								
3年199日まで								
3年200日まで								
3年201日まで								
3年202日まで								
3年203日まで								
3年204日まで								
3年205日まで								
3年206日まで								
3年207日まで								
3年208日まで								
3年209日まで								
3年210日まで								
3年211日まで								
3年212日まで								
3年213日まで								
3年214日まで								
3年215日まで								
3年216日まで								
3年217日まで								
3年218日まで								
3年219日まで								
3年220日まで								
3年221日まで								
3年222日まで								
3年223日まで								
3年224日まで								
3年225日まで								
3年226日まで								
3年227日まで								
3年228日まで								
3年229日まで								
3年230日まで								
3年231日まで								
3年232日まで								
3年233日まで								
3年234日まで								
3年235日まで								
3年236日まで								
3年237日まで								
3年238日まで								
3年239日まで								
3年240日まで								
3年241日まで								
3年242日まで								
3年243日まで								
3年244日まで								
3年245日まで								
3年246日まで								
3年247日まで								
3年248日まで								
3年249日まで								
3年250日まで								
3年251日まで								
3年252日まで								
3年253日まで								
3年254日まで								
3年255日まで								
3年256日まで								
3年257日まで								

保険期間	基本部分			戦争特約部分			基本部分+戦争特約部分		
	傷害		小計	傷害		小計	傷害		合計
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害	
3年258日まで									
3年259日まで									
3年260日まで									
3年261日まで									
3年262日まで									
3年263日まで									
3年264日まで									
3年265日まで									
3年266日まで									
3年267日まで									
3年268日まで									
3年269日まで									
3年270日まで									
3年271日まで									
3年272日まで									
3年273日まで									
3年274日まで									
3年275日まで									
3年276日まで									
3年277日まで									
3年278日まで									
3年279日まで									
3年280日まで									
3年281日まで									
3年282日まで									
3年283日まで									
3年284日まで									
3年285日まで									
3年286日まで									
3年287日まで									
3年288日まで									
3年289日まで									
3年290日まで									
3年291日まで									
3年292日まで									
3年293日まで									
3年294日まで									
3年295日まで									
3年296日まで									
3年297日まで									
3年298日まで									
3年299日まで									
3年300日まで									
3年301日まで									
3年302日まで									
3年303日まで									
3年304日まで									
3年305日まで									
3年306日まで									
3年307日まで									
3年308日まで									
3年309日まで									
3年310日まで									
3年311日まで									
3年312日まで									
3年313日まで									
3年314日まで									
3年315日まで									
3年316日まで									
3年317日まで									
3年318日まで									
3年319日まで									

保険期間	基本部分		戦争特約部分		基本部分+戦争特約部分			
	傷害		小計	傷害		小計	傷害	
	死亡	後遺障害		死亡	後遺障害		死亡	後遺障害
3年320日まで								
3年321日まで								
3年322日まで								
3年323日まで								
3年324日まで								
3年325日まで								
3年326日まで								
3年327日まで								
3年328日まで								
3年329日まで								
3年330日まで								
3年331日まで								
3年332日まで								
3年333日まで								
3年334日まで								
3年335日まで								
3年336日まで								
3年337日まで								
3年338日まで								
3年339日まで								
3年340日まで								
3年341日まで								
3年342日まで								
3年343日まで								
3年344日まで								
3年345日まで								
3年346日まで								
3年347日まで								
3年348日まで								
3年349日まで								
3年350日まで								
3年351日まで								
3年352日まで								
3年353日まで								
3年354日まで								
3年355日まで								
3年356日まで								
3年357日まで								
3年358日まで								
3年359日まで								
3年360日まで								
3年361日まで								
3年362日まで								
3年363日まで								
3年364日まで								
3年365日まで								
4年まで								

参加意思確認公募 別紙2「参加意思確認書」

## 參加意思確認書

年 月 日

## 独立行政法人国際協力機構

契約担当役 理事 殿

住所：

商号又は名称：

代表者役職・氏名：

【契約書署名欄に記載される役職： 】※2

【代理人の役職・氏名： 】※3

(担当者氏名 :

(電話：

(E-mail :

(文書送付先住所:

)

)

)

)  $\times 4$

### 別紙：提出書類（基本的要件に関する書類）

以上

※1 共同企業体を結成する場合においては、共同企業体構成員全ての参加意思確認書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。

※2 代表者役職と、契約書署名欄に記載される役職が異なる場合に記入してください。

例) 代表者役職「代表理事」、契約署名欄に記載される役職「理事長」

※3 代理人の場合には、委任状の提出が必要です。委任状様式は以下 URL の「競争参加資格の確認・結果通知」よりダウンロードしてください。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

※4 会社住所と異なる場合にご記入ください。